

写

広労発基 0702 第 2 号
令和元年 7 月 2 日

建設業労働災害防止協会
広島県支部長 殿

広島労働局長

災害復旧工事における労働災害防止について(要請)

建設業における労働災害防止につきましては、平素から格段のご理解、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、昨年の広島県内の建設業における休業 4 日以上之死傷災害は、373 件と対前年比 18.8% の大幅増で平成 21 年からの昨年までの 10 年間で最も多い死傷者数となりました。

今年に入っても、5 月末現在の建設業における死傷災害は 114 件と前年同期と同水準です。

建設業のうち土木工事業については、死傷災害は平成 28 年より 3 年連続で増加し、死亡災害については平成 27 年と平成 28 年は発生していませんでしたが、平成 29 年は 4 人、昨年は 5 人が亡くなられております。

また、平成 30 年 7 月豪雨による災害の復旧工事(以下「災害復旧工事」という。)では、昨年は 12 件、今年に入り 5 月末現在で 7 件の死傷災害が発生しており、死亡災害についても、昨年から 3 件発生しております。

今後、災害復旧工事の増加に伴い、労働災害の増加が危惧される場所ですので、建設工事の発注及び施工管理に当たり、下記についてご配慮いただくとともに、関係事業者に対する特段のご指導をお願いします。

記

1 車両系建設機械による災害防止対策の徹底

車両系建設機械による平成 21 年から昨年までの 10 年間の死傷災害は 292 件発生し、このうち 17 件の死亡災害が発生している。その事故の型別にみると、「はさまれ・巻き込まれ」が 83 件(28.4%)、「墜落・転落」が 74 件(25.3%)、「激突され」が 60 件(20.6%)であり、これら 3 つの型で全体の 7 割以上を占めていることから、次の(1)から(5)の点に留意した上で、車両系建設機械による労働災害防止対策の徹底を図ること(別添 1 参照)。

- (1) 車両系建設機械を用いて作業を行うに当たっては、あらかじめ労働安全衛生規則(以下「安衛則」という。)第 155 条に基づき、作業場所の地形、地質の状態等に適応する作業計画を定め、当該作業計画による作業を徹底すること。
- (2) 車両系建設機械を用いて作業を行うときは、危険を防止するため、接触のおそれのある安衛則第 158 条に基づき、立入りを禁止する措置を講ずる、又は誘導者を配置してその者に車両系建設機械を誘導させることにより、作業員との接触防止を徹底すること。
- (3) 荷のつり上げ作業を行う場合は、移動式クレーン又はクレーン機能付きの車両系建設機械を使用する。

なお、移動式クレーンを用いて作業を行うときは、作業開始前に、作業場所の広さ、地形・地質の状態、荷の重量、移動式クレーンの定格荷重等を考慮し安全な作業計画を策定するとともに、転倒防止措置(アウトリガーの張り出し、設置場所の地盤の養生)を徹底すること(別添 2 参照)。
- (4) 車両系建設機械に係る転倒又は転落による危険防止のため、安衛則第 157 条に基づく転倒・転落防止措置(誘導員の配置、ガードレールの設置、標識の設定)を徹底させること。
- (5) 車両系建設機械の運転の業務については、技能講習を修了した者等必要な資格を確認し、その者に行わせること。

2 足場等からの墜落・転落防止対策の徹底

土木工事業の平成 21 年から昨年までの 10 年間の死傷災害は 866 件発生し、その事故の型別にみると、墜落・転落が 212 件と最も多く 24.5%を占め、このうち 7 件の死亡災害(車両系建設機械によるものを除く)が発生していることから、次の(1)から(5)に留意した上で、墜落・転落防止対策の徹底を図ること。

- (1) 開口部を含む高所作業時に、手すりなどの墜落防止措置が困難な場合の墜落制止用器具の使用については、「墜落制止用器具の安全な使用に関するガイドライン」に基づく措置を適切に講じること(別添 3、4 参照)。
- (2) はしごや脚立での作業は、足元が不安定になりやすいことから、可能な限り床面の広いローリングタワーや作業台などを使用すること。やむを得ず移動はしご又は脚立を使用して作業を行わせる場合は、作業位置の高さを考慮して、移動はしごや脚立を適切に選定するとともに、保護帽の着用を徹底させること(別添 5 参照)。
- (3) 法面保護工事において、ロープ高所作業を行う場合は、安衛則第 539 条の 2 に基づきライフラインの設置や作業指揮者による監視等危険の防止措置を徹底させること(別添 6 参照)。
- (4) トラックからの墜落・転落災害は、資材の積み降ろし等の作業時に、滑って荷台の端から転落したものや、荷台への昇降時に足が滑り転落しているものが多くみられること

から、荷台の上での作業を行う場合は荷台の端に寄りすぎないなど、安全な作業位置の確保を行うとともに、保護帽の着用と耐滑性のある安全靴等を使用することにより、墜落・転落災害を防止すること。

- (5) 現場内の移動中の転落・墜落災害を防止するため、急傾斜地や側溝などに隣接する作業個所については、安全通路の確保及び有効保持を徹底させるとともに、雨天等の状況に応じて、安全通路を変更する等の措置を講じること。

3 熱中症予防対策

建設業の平成 21 年からの昨年までの 10 年間の熱中症による死傷災害は 31 件で、このうち平成 29 年には 2 件の死亡災害が発生していることから、令和元年「STOP!クールワークキャンペーン実施要項」に留意したうえで、熱中症予防対策の徹底を図ること（別添 7、8 参照）。

4 その他

伐木作業等に係る改正安衛則及び安全衛生特別教育規程が本年 8 月 1 日より施行されることから、災害復旧工事現場で伐木作業等の作業を行う場合は、改正内容に留意の上、安全対策の徹底を図ること（別添 9 参照）。